

許可番号 04070004869

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 福岡県大牟田市新開町2番地1

氏 名 三池製錬株式会社
代表取締役 野田 眞治優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎

許可の年月日 令和 4 年 7 月 8 日

許可の有効年月日 令和 11 年 7 月 7 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

中間処理（溶鉱炉製錬）：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類であるものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、感染性廃棄物、銻さい（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）、ばいじん（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、燃え殻（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。） 以上6品目

中間処理（中和）：廃酸（水素イオン濃度2. 0以下のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むことにより有害なものに限る。）、

（以下裏面記載）

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の南筑後保健福祉環境事務所で行ってください。

(裏面)

廃アルカリ（水素イオン濃度12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むことにより有害なものに限る。） 以上2品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

溶鉱炉製錬施設：設置場所 福岡県大牟田市新開町2番1

設置年月日 昭和50年

処理能力 580t/日（24時間）

中和施設：設置場所 福岡県大牟田市新開町2番1

設置年月日 昭和57年

処理能力 12m³/日（24時間）

中和施設：取扱品目 廃酸

設置場所 福岡県大牟田市新開町2番1外1筆

設置年月日 令和3年10月1日

処理能力 26m³/日（24時間）

以下余白

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年7月8日 更新許可

令和5年7月14日 変更届出により代表者の変更

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無